

経済安全保障について

長谷川 榮一

武蔵野大学国際総合研究所特任教授



1952年生まれ。東京大学法学部卒。元中小企業庁長官。第一次安倍政権で内閣広報官、第二次安倍政権で内閣総理大臣補佐官兼内閣広報官。現在、武蔵野大学に勤務。他に東大公共政策大学院客員教授。ブラックストーン・グループ・ジャパン、ボストンコンサルティンググループ勤務。飯田グループホールディングス(株)社外取締役。著書に『石油をめぐる国々の角逐』、『首相官邸の2800日』。

今回から執筆陣に加わった長谷川榮一です。よろしくお願い致します。内閣総理大臣官邸、経済産業省、東京都庁などで、約40年間、行政官を務めてまいりました。初回は、このバックグラウンドと連関あるテーマを選びました。皆さんから、遠慮のない読後感やご指摘を頂けると嬉しいです。

今年前半、政府は経済安全保障の強化を重点政策とし、通常国会で基盤となる法案が成立した。昨年後半から、「経済安全保障」が注目を浴び、有識者会議も開催され、岸田文雄総理大臣は初めて経済安全保障担当大臣を任命した。

成立した法律は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」、いわゆる経済安全保障推進法。法律の柱は、平たく言うと

- ① 国外に供給を依存し過ぎると、日本の安全保障を害しかねない物資の国内供給力を高める、
- ② 社会の基盤となる役務が、国内で安定的に提供されるように、妨害行為の手段になり得る設備を審査する、
- ③ 先端的技術で、外部で不当に利用された場合には日本や日本国民の安全を損ない得るものの研究開発を促進

し、適切に活用されるような支援策、

- ④ 出願された特許の内容は公開されるのが原則だが、公開されると、日本、日本国民の安全を損なうよう発明については、公開手続きを留保する例外を設けるとなっている。

この法律には「経済安全保障」の定義規定がない。これらの柱から見ると、重要物資の国産供給力を普段から一定量以上は持つておく、通信網、エネルギー供給網、鉄道などの基本インフラをサボタージュやハッカーから守る、日本の先端技術が外国に持ち出されて、あるいは使われて、日本の脅威としてブーメラン化するのを防止するなどを達成する。それにより、日本の民間の経済活動はもとより、当局が果たす警備や治安、防衛などの機能妨害を防ぐことを目指しているように思われる。

法律には民間の経済活動への規制が含まれているので、「なぜ定義がないのか?」、「目的が達成されたか否かの判断、つまり経済安全保障が確保されたと判断するためにはどのような状態になればよいのか?」などは尋ねたいところだ。実際、野党議員は定義規定がないことを質問している。小林鷹之大臣は質問に答えて「昨日（注：4月13日）の参議院本会議で総理が・・・経済安全保障・・・我が国を含めて、国際的にも確立した定義はないと答えた」と答弁している。実際、法律の正式名には「経済安全保障」はない。

「経済安全保障」という言葉が語られ始めたのはいつ頃だったのだろうか?すぐには思い出せない程、以前のことだったと思う。1973年に勃発した第一次オイルショックが契機になった気もする。中東での地域紛争のために、世界的に原油の供給が激減し、経済活動が停滞して多くの国々で人々がパニックに陥った。結局、先進諸国が協調して対処し、省エネルギー、石油代替エネルギー開発、石油備蓄などを断行することで収拾した。74年には国際エネルギー機関（IEA）も設立され、関係国での連携対処が制度化された。79年に第二次オイルショックも起きたが、第一次オイルショックの時程のショックはなかったように思う。

また、食料の輸入が多い日本の場合、食料自給率の低下対策を論ずる文脈でも、経済安全保障が語られた。エネルギーや食料という私たちの生存に欠かせない物資の確保が、市場機能や自由貿易だけでは確保できないことが現実になった時に、経済安全保障という語が現れたのは当然のことだったのではないか。

1978年に発刊した「経済安全保障論」（東経新書）で船橋洋一氏は、経済安全保障の概念を「経済非効率をいとわず、自らの経済のパワー・ベースを強化し、バーゲニング・パワーを十分に発揮する手段により、自らの経済パワーを極大化し、同時に交渉する他の経済主体の経済パワーを、新たな脅威を増加させない限りにおいて極小化する、主権国家の経済目標及び政策である」と定義している。先の国会で成立した経済安全保障促進法の審議では、こうした知的業績を積み重ねて経済安全保障を定義するアプローチをとらずに、なぜ、具体的な措置の集合の形をとり、それは重要な一歩であるとしているのか?「一歩」ということは、前進ではあるものの、法律成立時点で「完成」には達していないということだろう。そうした段階のものであっても国会は成立させた。その背景には興味深いものがある。

1978年からの40年余の間に、①東西両体制対立の崩壊、②中国の巨大化・強国化、③モノ・役務だけでなく、人、カネ、情報の国境を越えた移動の膨大化とそれを可能にした技術の進展、④WTOの発足、⑤インターネットの出現、⑥国や体制の中に閉じ込められていた個人による世界的発信、同時に国境を越えたハッキング侵入と世論操作、⑦地球温暖化問題の深刻化などがあった。そして2019年末からは新型コロナという従来を超えるウィルスが世界大での襲来。

だから、40年以上前と違う発想でのアプローチ自体は理解できるものの、一方で、当時、船橋氏が指摘していた、世界が相互依存関係を強め、「地球経済時代」となっていく中で、経済力を自国のパワーとして行使しようとする動きは、近年になって目立ってきている。それも強国に依って。ロシアはこの数十年間の歴史を誤りだとして崩壊したソ連を挽回しようとし、中国では19世紀以前の版図に戻すことを指導者が「夢」としている。

国内での自給力を強めるべき分野もあろうが、相互依存が、グローバルな規模で深まる流れは不可逆であり、同盟国や友好国との相互依存を活用する形での経済安全保障も考えなければならない。例えば、外国企業による日本への投資や事業進出を増やすこと。これは、積年の課題であり、歴代の政権が「倍増」を目標にしたが、進展は乏しかった。外国からの投資残高のGDPに占める割合でみるとG7メンバー諸国の中で、日本は群を抜いた最下位を続けている。外国企業の資産、コミットメントが日本に投じられていれば、仮に、日本経済、日本国が脅威に晒されたときには、彼らも脅威を共有する。だから、同盟国・米国や友好国の企業の投資残高や生産基盤が日本にあれば、投資国がそれらを安全に守る動機をもつ。

また、私たちの安全で安定した経済活動や生活を保障することが経済安全保障だとすると、決してハイテクではないが、暴風雨で崩れた道路網や倒れた電線網の復旧工事、水道管や下水管のメンテ・強化工事、鉄路の保線、雪下ろし・排雪、バス・トラックなどの運転者の確保、マスクの国産自給力の確保などはどうなるのか？これらは国民生活に欠かせない。特に人口減が顕著な地方では経済安全保障として切実ではないだろうか。

ちょうど、この法案が国会で審議され、可決された本年5月には、2月に始まったロシアのウクライナ侵攻が悪化し、天然ガス、石油、さらには小麦やトウモロコシなどの基本物資の世界的な不足問題が露わになっていた。しかし、今回の法律の内容を見ると、エネルギーや食料の供給を確保し、不足や価格高騰に備えることを想定しているように見えない。

私は、国会議員でも、野党支持者でもないので、成立した法律の揚げ足取りをするつもりはない。ただ、日本が直面する難題が増えている時に、「法律が成立した」、「これで日本の経済安全保障が格段に強まった」と安堵することは避けるべきだ。事は、私たち一人ひとりの安全であり、その保障に関わるからだ。そして、こうした問題では、半世紀、時には1世紀を超える流れを受けて行動を決めていく国々が多いので、日本でも、歴史の刻みを踏まえながら固めていくことが重要だ。政府、企業、メディアなど種々の分野で数十年単位での知識と経験を持つ方々が集った本研究所でこうした面での貢献ができれば幸いに思う。